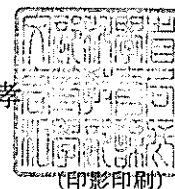


各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長  
淵 上 孝



平成28年度補正予算（第2号）及び平成29年度予算に係る私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業）））の事業募集について（依頼）

標記事業を計上した平成29年度予算については、平成29年3月27日に成立したところ  
です。ついては、多くの私立高等学校等において耐震化等防災対策の推進が図れるよう、平成28年度補正予算（第2号）と併せて標記事業の募集を行うこととしました。

事業を申請する学校法人のある都道府県におかれては、添付の様式に必要事項を記載し、必要書類をとりまとめるうえ、御提出いただきますようお願いいたします。

また、申請に当たりましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 今回募集する事業

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）に定める事業のうち、以下に定めるもの

#### <防災機能強化施設整備事業>

- (1) 耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事及び付帯工事
- (2) 安全管理対策（防犯対策及びアスベスト対策）のための施設工事
- (3) 防災機能強化のための屋外防災施設の設置等
- (4) 耐震改築工事及び付帯工事

上記のうち、以下に該当するもの。

- ① 平成29年4月1日から平成29年7月31日までの間に着手（契約）し、平成29年度中に完了する事業。
- ② 平成28年度若しくは平成27年度に交付決定を受け、平成28年度に実施した耐震改築工事の継続事業であって、平成29年度に着手し、平成29年度中に完了する事業。

※補助金額については、圧縮がかかる可能性がありますので御承知置きください。

## 2. 計画調書の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法：別紙1及び別紙2を参照の上、下記のとおり御提出をお願いします。

### ①申請一覧（様式1）

本様式は、都道府県において作成し、EメールにてExcelファイルを提出（送信先アドレス：sigakujo@mext.go.jp）してください。

※Eメールを送信する際の件名及びファイル名は以下のとおり記載すること。

件名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費の計画調書の提出について

ファイル名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費計画調書一覧

### ②計画調書（様式3、4及び耐震改築様式2）

記載事項等に不備がないか確認の上、提出期限までに文書で提出すること。なお、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でドッジファイルにまとめて提出すること。

(2) 提出期限：平成29年5月12日（金）【必着】【厳守】

※ 計画調書の提出期限は厳守していただきますようお願いいたします。提出期限後に到着した申請書類は受理しない場合もありますので、やむを得ず期限までの提出が困難な場合は、必ず事前に御連絡ください。

なお、交付内定は6月以降を予定しています。下記「4. 留意事項」（1）のただし書きに該当する場合は、交付内定前の事業着手承認申請書も併せて上記期限までに提出してください。

## 3. 私立学校施設整備費補助金等に係る今後の対応について

私立学校施設の耐震化については、今般の平成29年度予算において対前年度5億円増の経費が計上されるなど、より一層の促進が期待されているところです。しかしながら、一部の学校法人においては、耐震化以外の事業を優先しているといった指摘を各方面から受けているところです。

各都道府県におかれては、学校法人が引き続き耐震化の促進に向けて最優先で取り組めるよう支援いただくとともに、今後、必要に応じて学校法人の事業計画や財務状況等について個別に状況を確認させていただく可能性もありますので、その際には御協力いただきますようお願いいたします。

## 4. 留意事項

(1) 補助対象は、原則として交付内定後から平成29年7月31日まで（耐震改築工事の継続事業にあつては平成30年3月31日まで）の間に契約が締結され工事に着手する事業とする。

ただし、計画した教育カリキュラムの実施上特定時期の工事整備が不可欠等の合理的理由を有していると認められる場合には、文部科学大臣の承認を経て、交付内定前に事業に着手することができることとし、当該事業については、計画調書の提出に併せて、事前着手承認申請を行うこと。（内定前の事業着手の可能性がある場合は必ず申請すること。なお、事前着手の承認については、承認後事業を行わなくなったとしても特段取り消しの手続きは不要。）

(2) 申請に係る各種資料の提出は、所轄の都道府県を経由して提出すること。都道府県以外から文部科学省へ直接資料を送付した場合、受理せず返送します。

(3) 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要

綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、入札等の競争性のある契約方法によること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る観点から、平成14年3月25日文科科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

(5) 増改築・増床工事は、原則として補助対象外とし、新設の学校については、完成年度（卒業生を出す年度）の翌年度から補助対象となる。また、新築（耐震改築事業の対象となる建物を除く）に対する補助、施設の老朽化及び破損等を理由としたものは補助対象外である。

(6) 情報公開について

補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなる。

#### <参考>

##### 適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）
- ④ 文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について（依頼）（平成20年6月27日20文科高第262号）
- ⑤ 私立高等学校等施設高機能化整備費及び私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費に係る補助事業の交付内定前の事業着手について（通知）（平成23年3月18日22高私助第52号）

#### 【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部

私学助成課総括係 樋口、平井、渡辺

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2579、2544）

FAX：03-6734-3396

E-mail：[sigakujo@mext.go.jp](mailto:sigakujo@mext.go.jp)

## 平成29年度私立高等学校等施設高機能化整備費 に係る計画調書について

### I 計画調書作成要領（共通部分）

#### 1. 申請の単位

原則、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）単位とし、補助対象事業ごとに行うものとする。

なお、例えば、中学校と高等学校で共用している建物を工事するため見積書が同一である等の場合は、事業経費を合理的な按分方法で算出した上で、学校ごとに申請すること。その際の補助対象事業経費の下限は、学校ごとに按分した結果を基準とする。

例えば、中学校と高等学校で共用している建物を防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）に申請する場合、中学校と高等学校の補助対象事業経費を按分し、按分後のそれぞれの下限額が補助対象事業経費の下限額（400万円）以上の場合、「〇〇学校耐震補強工事（一括申請）」として、一括して申請できる。

その際は、必ず備考欄にそれぞれの按分後の補助対象事業経費を記入すること。

#### 2. 様式〇－1「各事業における計画調書」作成要領

◎事業ごとに様式が異なります。

- 様式3－1：防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）
- 様式4－1：防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）
- 様式5－1：防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）
- 様式6－1：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））
- 様式7－1：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

- (1) 申請する事業ごとに別葉で作成すること。なお、単独契約かつ1事業で実施するものであっても、複数の学校で当該施設を共用する場合は、「1. 申請の単位」に記載のとおり作成することとし、合理的な按分方法で学校ごとに経費を算出した計算過程がわかる資料（様式自由）を作成すること。
- (2) 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- (3) 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、学校間で同一名称にならないよう、「…事業（高等学校）」「…事業（中学）」や「…事業（A棟）」「…事業（B棟）」等の表記で区分すること。
- (4) 「改修施設の名称」「対策工事施設の名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- (5) 交付内定前の事業着手承認申請書を提出している場合は、「事前着手承認申請」欄に、「平成〇年〇月申請」、「無」のいずれかを記入すること。
- (6) 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された日を昭和〇年〇月〇日と記入すること。当該

建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききらない場合は、備考欄に記入すること。

- (7) 「構造」欄には、該当するものに○を付すか、記入すること（アスベスト対策を除く。）。
- (8) 「工事契約予定日」「工事完成予定日」欄は、それぞれ平成○年○月○日と記入すること。
- (9) 「事業経費」のうち、「補助対象経費」が補助対象上限額を超える場合は、補助対象上限額を記入すること。（補助対象上限額については、各事業の項を参照。）
- (10) 経費の各項目については、様式○－２の各項目と対応しているか確認すること。
- (11) 他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断計経費や交付決定年度までに支払い済みの実施設計経費等、あらかじめ要する経費の全額について補助対象外であることが明白な場合は、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略する。

### 3. 様式○－２「各種経費の内訳」作成要領

◎事業ごとに様式が異なります。

様式 3－２：防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）  
様式 4－２：防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）  
様式 5－２：防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）  
様式 6－２：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））  
様式 7－２：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

- (1) 様式○－１の事業経費の内訳と対応する項目ごとに記入すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入し、見積金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税等については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- (2) 「工事明細」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等見積書に記載の工事名称のほか、その細目を記入すること。
- (3) 「内容・目的」欄は、例えば「２号館耐震補強工事（鉄骨ブレースの設置）」というように、工事の場所、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるようにすること。
- (4) 「数量」欄は、施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- (5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式任意）に記載することとし、１枚に納めるために省略することのないようにすること。
- (6) 「金額」欄は、円単位で記入することとし、１円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
- (7) 「補助希望額」欄には、「補助対象事業経費」に対して補助率の範囲内で補助希望額を記入し、千円未満は切り捨てること。
- (8) 「改修施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（改修工事前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (9) 見積書等の添付資料では、様式に記入している金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- (10) 補助対象事業経費の限度額を超える場合、当該経費に補助対象となる工事内容が含まれていれば、補助対象外の「内容・目的」に『補助対象経費の限度額を超える分』と記載し、補助対

象外の「金額」欄に金額を記載する。  
 例えば、改修工事（2.5億円）の場合

工事明細		内容・目的	数量	金額（円）
工 助 対 象	〇〇工事	●●設置	x	150,000,000
	△△工事	▲▲撤去・再取付	y	60,000,000
	補助対象経費の限度額を超える分 ↑限度額を超える分についても、 補助対象の工事内容は全て記載。			△10,000,000
補助対象工事費計（=⑤）				200,000,000
費 助 対 象 外	□□工事	■ ■ 工事	z	40,000,000
	補助対象経費の限度額を超える分 ↑限度額を超えた分の金額を記載			10,000,000
補助対象外工事費計（=⑥）				50,000,000

#### 4. 様式〇-3「採択理由書」作成要領

◎全事業共通です。

- (1) 「学校法人名」等の欄は、様式〇-1に記載している名称と一致すること。
- (2) 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- (3) 採択理由書は「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- (4) 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」「耐震診断業者」「アスベスト調査分析業者」等の別を記入すること。なお、複数にまたがる場合又は下記の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。

(例)

- ・「工事費」：施工業者
- ・「実施設計費」：設計業者
- ・「耐震診断経費」：耐震診断業者
- ・「耐震点検経費」：耐震点検業者
- ・「調査分析費」：アスベスト調査分析業者
- ・「教育設備購入経費」「安全対策設備購入経費」等設備の納入業者：納入業者

- (5) 「見積金額」欄の金額と見積書の金額は一致します。(按分後の金額や補助対象額の場合はありません。) なお、見積書に記載の総額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一して下さい。
- (6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
- (7) 補助金の効果的配分を推進する観点から、計画の策定に当たっては、不採択分の見積りを含め3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、特に留意すること。
- (8) 「業者採択理由」欄には、3社以上の工事内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。
- (9) 工事等について独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

#### 5. 「工事予定施設の計画図面（様式自由）」

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲等がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷等、資料が大部にならないよう工夫すること。

- ・配置図：工事予定建物を明示すること。
- ・平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲を明示し、用途が分かるよう室名等を付すこと。なお、間仕切壁の位置の変更を伴う場合は、現状及び工事後の図面を提出すること。
- ・立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲を明示すること。

#### 6. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（以下、交付要綱という。）第10条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定にあたっては、以下のとおり行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- (1) 原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならない、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定すること。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書（様式〇-3）に具体的に記入すること。
- (2) 業者の見積書は、合計金額が分かる部分を提出することとし、採択した業者については、見積書の内訳も提出すること。その際、ホチキス止めや製本テープによりまとめること。
- (3) 見積書用紙の右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、不採択の業者については「不採択」と黒字で記入すること。
- (4) 見積書の写し等には、理事長が原本証明すること。
- (5) 教育設備を整備する場合は、設備の数量だけでなく性能等が記載された部分の仕様書（コピー可）を示すこと。

## 7. 学校法人の財務状況が確認できる資料

交付要綱第3条2項の各号について確認できる資料として、申請年度前年度から過去3年分（平成25年度～27年度）の財務計算に関する書類のうち、私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号）第14条に基づき、作成・提出が義務づけられている、資金収支内訳書、消費収支内訳書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書の写しを原本証明の上、計画調書とあわせて提出すること。その際、同一の学校法人から複数の計画調書を申請する場合は1部のみとする。

なお、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けている場合は、都道府県知事よりその旨報告すること。

※提出が必要な財務計算に関する書類は上記の3点のみであり、計算書類一式の提出は不要。

## 8. 「その他参考となる資料」

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

## 9. 交付内定前の事業着手承認申請書

交付内定前に事業を着手（契約を締結）する場合は、平成23年3月18日付け22高私助第52号文部科学省高等教育局私学部私学助成課長通知に基づき事前着手承認申請書を提出し、文部科学大臣の承認を得ること。

## 10. その他

- ・提出する資料は必要なものに限ること。（学校のパンフレットは不要）
- ・添付資料のうち、様式に記入している金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- ・計画調書は、事業ごとにダブルクリップでまとめること。
- ・計画調書の順番は、次の例のとおりとする。



(例) 耐震補強工事の複数申請の場合

◎様式 3-3 が複数ある場合は、付箋等でインデックスを付けること。

【A棟計画調書】

- ① 様式 3-1
- ② 様式 3-2
- ③ 様式 3-3 (耐震診断経費)
- ④ 耐震診断に係る入札書類
- ⑤ 様式 3-3 (実施設計費)
- ⑥ 実施設計に係る入札書類
- ⑦ 様式 3-3 (工事費)
- ⑧ 工事に係る入札書類
- ⑨ 様式 3-4
- ⑩ 経費按分に関する資料
- ⑪ 参考資料
- ⑫ 学校法人の財務状況が確認できる資料

補助対象外の場合は省略

【B棟計画調書】

- ① 様式 3-1
- ② 様式 3-2
- ③ 様式 3-3 (耐震診断経費)
- ④ 耐震診断に係る入札書類
- ⑤ 様式 3-3 (実施設計費)
- ⑥ 実施設計に係る入札書類
- ⑦ 様式 3-3 (工事費)
- ⑧ 工事に係る入札書類
- ⑨ 様式 3-4
- ⑩ 経費按分に関する資料
- ⑪ 参考資料

補助対象外の場合は省略

## II 防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）

### 1. 対象となる建物

新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）以前に建築された\*（1）に定める用途の建物のうち、耐震性能等が（2）の状態にある建物。

※ 昭和56年6月1日以降に建築された建物であっても、旧耐震基準で建築確認を行った建物は対象。

#### （1）建物用途

校舎、講堂、屋内運動場その他の体育施設、児童生徒等の寄宿舎、図書館、食堂、課外活動施設、学外研修施設、福利厚生施設など、主として児童・生徒のための教育活動等に資する建物（教職員専用のを除く。）を対象とし、事務局棟や管理棟など、学校法人が法人部門として管理している単独の建物は対象外とする。

#### （2）耐震性能等

- ① 鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物の構造耐震指標（以下、「Is値」という。）がおおむね0.7に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（以下、「q値」若しくは「CtuSd値」という。）がおおむね1.0（CtuSd値の場合はおおむね0.3）に満たないもの。
- ② 木造（W造）の建物の構造耐震指標（以下、「Iw値」という。）がおおむね1.1に満たないもの。
- ③ 上記①又は②のほか、Is値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められるもの。

注）上記の耐震性能等の判断にあたっては、棟ごとに最も低い値を適用する。

#### （3）耐震診断方法の適用

耐震診断は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号）（以下、「国土交通省告示」という。）によることとし、耐震診断方法の適用については、建物の構造及び種別に応じて以下によるものとする。

なお、各基準とも可能な限り最新版を使用する。

##### ア. 鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」による。ただし、対象建物の崩壊形式等により「第三次診断」を実施する必要がある場合は「第二次診断」と併せて実施する。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

##### イ. 鉄骨造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

##### ウ. 鉄骨造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

##### エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」又は「第三次診断」による。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

#### オ. 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

- ① 木造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。
- ② そのほか、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

#### (4) 国土交通省告示に規定する地域係数「Z」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階の構造耐震指標（ $I_s$ 値）又は保有水平耐力に係る指標（ $q$ 値）を計算するに当たり、地域係数「Z」は次のいずれかの数値とすることができる。

ただし、各計算には同一の数値を用いること。

- ① 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
- ② 設置者の方針により採用する①を超える数値

## 2. 補助の対象となる範囲

### (1) 耐震補強工事の範囲

耐震補強工事は、原則、建物の耐震性能向上に資するものであり、そのことが構造計算等で明確にされている工事（以下、「本体工事」という。）及び、本体工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事等（以下、「関連工事」という。）とする。

なお、関連工事は、本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはならない。

### (2) 補助対象工事等

補助対象となる耐震補強工事は、補強後の当該建物に係る $I_s$ 値がおおむね0.7を超え、かつ $q$ 値がおおむね1.0（又は $C_{tu}S_d$ 値がおおむね0.3）を超え又は $I_w$ 値がおおむね1.1を超え若しくは当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められるものであり、建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされているものでなければならない。

### (3) 補助対象経費

- ① 補助対象となる経費については、次の表に掲げる経費のうち、上記の耐震補強工事に伴い必要となる範囲に限られるものとする。なお、次表に掲げる経費であっても、耐震補強工事への必要性を合理的に説明できない経費は補助対象外となることに留意すること。
- ② 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費（基本設計費及び監理費は含まない。）とする。
- ③ 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は下限額を400万円以上とし、平成29年度までは上限の制限はないものとする。なお、各学校の共用等による按分、補助対象外経費の除外等によって、1学校あたりの補助対象事業経費が400万円を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。

経費区分	内 容
耐震診断経費	本事業の対象となる建物に係る耐震診断及び補強計画策定に要する経費を対象とする。（前々年度支出分まで対象とする。）

実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、前年度支出分も対象とする。なお、基本設計費及び管理費は補助対象外とする。	
工事費	工 事 区 分	対 象 工 事 の 範 囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする。
	窓枠の取り替え等	①耐震補強壁等設置部分 ②連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。 ③補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。 また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。
	外装	①耐震補強壁等を一箇所以上設置した同一側面のうち耐震補強工事に伴い必要となる範囲を対象とする。 ②鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等の仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
	内装	①耐震補強壁等の設置に伴い必要となる床・壁・天井等の内装は対象とする。 ②廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、必要最小限の範囲を対象とする。 ③耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。
	照明器具の増設等	耐震補強壁等の設置に伴い、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする。
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	①耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧は対象とする。 ②耐震補強壁等設置面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等を必然的に撤去、復旧する場合は対象とする。（他の位置への復旧を含む） ③耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。
	建物の軽量化等	①既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図る等の場合は対象とする。 ②軽量化を図るための屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去は対象とする。
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窓等を設置する場合は対象とする。
	高架水槽の移設等	建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている場合、耐震性高架水槽への交換は対象とする。
	防火扉等の設置	建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回本体工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務づけられているもの（防火扉等に関する制御装置を含む。）については対象とする。
	設備関係の改造	①本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。なお、キュービクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。 ②空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
	仮設建物工事（リース料）	本体工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
	補強工事の実施に当たり支障となる倉庫等の撤去・復旧	本補強工事の実施に当たり、資材搬入路の確保等において、直接支障となる構造物等の撤去費については対象とする。なお、構造物については、撤去費のほか、原型を復旧する範囲での復旧費も対象とする。
	本防災機能強化施設整備事業と他の施設整備事業との合併施工	本防災機能強化施設整備事業と他の施設整備事業を合併して行う場合、足場等が他の施設整備事業に利用されていても、本来防災機能強化施設整備事業に必要な足場等であれば、防災機能強化施設整備事業の対象とする。
その他	特に必要と認められる工事は対象とする。	

#### （４）補助対象外の経費

##### ①耐震補強工事への必要性を合理的に説明できない経費

(例えば、耐震補強工事と直接関係のない備品等の購入に係る経費、建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等によって明確にされていない耐震性高架水槽への交換工事等に係る経費、耐震補強壁等の設置に伴い必要となる範囲を超えた床・壁・天井及び内装の工事に係る経費 など)

- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④増改築、増床工事に係る経費

### 3. 補助率

補助率は建物ごとに適用する。

( $I_s$ 値0.3未満、若しくは $q$ 値0.5未満 (又は $C_{tu}S_d$ 値が0.15未満)、木造の場合 $I_w$ 値0.7未満) 耐震補強工事 (実施設計費を含む) 及び耐震診断に要する経費の合計の  $1/2$  以内 (上記以外)  
耐震補強工事 (実施設計費を含む) 及び耐震診断に要する経費の合計の  $1/3$  以内

※非構造部材の耐震対策をあわせて実施する場合は、計画調書を一括申請する場合に限り、上記の補助率を採用する。

### 4. 提出書類

- ①防災機能強化施設整備事業 (耐震補強工事) 計画調書 (様式3-1~4)
- ②耐震診断報告書等の写し (耐震補強工事前後の $I_s$ 値がわかる部分のみ)
- ③工事費、実施設計費及び耐震診断経費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し (3社以上)
- ④工事予定建物の計画図面 (様式自由)
- ⑤その他参考となる資料

## 5. その他

当該耐震補強工事について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項に基づく計画の認定を受けている場合は、様式3-4及び耐震診断報告書の写し等を提出する必要はない。ただし、認定通知書の写しを添付すること。

## 6. 様式3-1「防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）計画調書」作成上の留意点

- (1) 複数の棟をまとめて申請する場合、補助率の違いに注意して申請すること。なお、補助率が異なる複数の棟を申請する場合、補助率の違いによる計算ミスを防ぐ観点から、棟ごとに分けて申請することが望ましい。
- (2) 「改修施設の避難所指定」欄には、改修施設又は改修施設を含む学校が、市町村又は都道府県から避難所として指定を受けているか有無を記すこと。有の場合は、（ ）内に避難所指定を行っている都道府県名又は市区町村名を記入すること。
- (3) 「 $q$ 値・ $C_t u_s d$ 値」（該当するものに○）及び「 $I_s$ 値」欄には、測定された数値のうち、補助率の決定に用いた棟ごとの最小値を記入すること。

## 7. 様式3-4「耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見」作成要領

- (1) 「既存建物の耐震性能の評価」欄には、地震等の災害が起こった場合の当該建物の危険性について、耐震診断の結果に基づき、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (2) 「補強設計と耐震性能の評価」欄には、耐震診断の結果に基づき行われる補強工事の内容、補強工事を行うことにより耐震性能がどのように向上するかについて、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (3) 「改修前後の $I_s$ 値（最小値）」欄は、様式3-1の $I_s$ 値と対応すること。また、複数の棟をまとめて申請する場合は、最小となる棟の $I_s$ 値を記入するとともに、他の棟については、本文中に補助を希望する棟ごとの $I_s$ 値（最小値）を記載すること。なお、補助率が異なる場合は、棟ごとに申請を分けることが望ましい。

## 8. 「耐震診断報告書等の写し」

耐震診断結果の概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、該当部分をマーカーで線を引く等強調すること。（計算書や図面等は添付不要）

### Ⅲ 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）

#### 1. 補助対象工事等

- (1) 私立学校における耐震対策に必要な別表の経費であって、次のいずれかの要件を備えているものとする。
  - ①大講義室や屋内運動場、屋内プール、講堂、ホール等の100㎡以上の空間（通路は除く。）を有する施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）
  - ②防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）とあわせて行う非構造部材の耐震対策。
- (2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は2億円以下とし、下限は設定しない。（限度額を超える金額は学校法人負担）
- (3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

#### 2. 補助対象外となるもの

- ①別表に掲げる以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④増改築、増床工事に係る経費
- ⑤学校関係者が自ら行う耐震対策に係る経費

#### 3. 補助率

耐震対策（実施設計費を含む）及び耐震点検に要する経費の1/3以内

ただし、防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）とあわせて実施する場合は、耐震補強工事の計画調書と一括申請することにより、耐震補強工事の補助率を採用する。

#### 4. 提出書類

- ①施設高機能化整備事業計画調書（様式4-1～3）
- ②工事費、実施設計費及び耐震点検にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③耐震対策予定建物の計画図面（様式自由）
- ④非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料  
（「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」に沿った点検結果等）
- ⑤その他参考となる資料

#### 5. 参考

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年5月 文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

(別表) 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）の補助対象範囲

経費区分	内 容
耐震点検経費	<p>本事業の対象となる建物に係る耐震点検（非構造部材の耐震性調査等）及び補強計画策定に要する経費を対象とする。（前々年度支出分まで対象とする。）</p> <p>ただし、学校関係者による自主的な点検に要する経費（人件費、備品購入経費等）については、対象外とする。</p>
実施設計費	<p>補助対象工事に係る設計費とし、前年度支出分も対象とする。なお、基本設計費及び管理費は補助対象外とする。</p>
工事費	<p>建築非構造部材（被災時等の安全対策のため行われるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体(主体構造、躯体)以外の部材を指す)の耐震化工事。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事。</li> <li>b. 建具及びガラスの落下防止工事。</li> <li>c. 間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事。</li> <li>d. 天井材(下地材・天井ボード)及び天井器具(照明器具・空調機器等)の落下防止工事。</li> <li>e. 屋根材（瓦材等）の落下防止工事。</li> <li>f. 屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事。</li> <li>g. 設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事。</li> <li>h. 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事。</li> <li>i. 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事。</li> </ul>
その他	<p>特に必要と認められる工事。</p>



#### IV 防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）

##### 1. 補助対象工事等

- (1) 大規模災害における児童生徒等の安全を図るために行われる防災機能強化事業に必要な別表に掲げる経費。
- (2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は2億円以下とし、下限は設定しない。ただし、避難所指定校への自家発電設備の単体整備（別表注釈参照）については、200万円以上500万円以下とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）
- (3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

##### 2. 補助対象外となるもの

- ①別表に掲げる以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④新築、増改築、増床工事（避難経路の確保の場合を除く。）に係る経費
- ⑤倉庫に保存する設備及び食糧等の備品に係る経費

##### 3. 補助率

防災機能強化工事（実施設計費を含む）に要する経費の1/3以内

ただし、防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）とあわせて実施する場合は、耐震補強工事の補助率を採用する。

##### 4. 提出書類

- ①施設高機能化整備事業計画調書（様式5-1～3）
- ②防災機能強化工事費、実施設計費にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ④その他参考となる資料

※交付内定前の事業着手承認申請書

（別表）防災機能強化事業の対象工事範囲

経費区分	内 容	
	工事の種類	対象となる工事例
工事費	備蓄倉庫等の整備	備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存校舎等の改修工事 など ※倉庫の新増築に係る工事費やコンテナや物置等を備蓄倉庫として設置する場合や倉庫に保存する設備及び食糧等は補助対象外
	避難経路の確保	外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、 通路や出入口等の拡幅のための改修・改造工事 など
	屋外防災施設の整備	既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事 など
	その他	自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事 など ※耐震補強工事に関連して実施するものに限る。

※ 上記、「その他」欄の自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事については、避難所の指定を受けている学校に限り、単体で整備するものも対象とする。（限度額は200万円以上500万円以下）

## V 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））

### 1. 補助対象工事等

- (1) 安全対策上問題があるとされる施設について、安全対策のための施設整備に要する経費及び実施設計費とし、改造工事に伴い当該施設と一体で安全対策設備の整備を行う場合にはその経費を対象とすることができる。なお、改造工事又は新たな施設の設置（守衛所等建物の新築及び増築を除く。）を行うことにより、安全対策上の機能が向上すると認められなくてはならない。
- (2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は200万円以上2億円以下とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）なお、各学校の共用等による按分、補助対象外経費の除外等によって、1学校あたりの補助対象事業経費が200万円を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。
- (3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

### 2. 補助対象外となるもの

- ①完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ②他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ③増改築、増床工事に係る経費
- ④改造工事を行わずに設備を整備する場合

### 3. 補助対象施設

安全対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）とする。

### 4. 補助対象事業

#### (1) 安全対策のために行う施設工事

- ①管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ②普通教室、特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ③門やフェンス等の設置・改修工事
- ④その他安全対策のために必要と認められる工事

#### (2) 安全対策設備

上記の施設工事と一体として行われる、防犯監視システムや通報設備の設置工事。  
なお、改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合は対象外。

#### (3) 補助対象となる施設工事の種類

安全対策のために行う施設工事は、おおむね次のような種類の工事とする。なお、建物の新築・増築とみなされる工事に要する経費や、通常の維持・管理とみなされる経費は補助対象外とする。

- ①建築・建具工事
- ②空調設備工事
- ③照明設備工事
- ④電気設備工事

- ⑤防音・断熱対策工事
- ⑥LAN工事
- ⑦給排水・ガス設備工事
- ⑧塗装工事
- ⑨仮設建物工事（リース料）

5. 補助率

安全対策工事（実施設計費を含む）及び安全対策設備に要する経費の合計の1／3以内

6. 提出書類

- ①防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））計画調書（様式6－1～3）
  - ②工事費、実施設計費及び調査分析費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
  - ③工事予定建物の計画図面（様式自由）
  - ④その他参考となる資料
- ※交付内定前の事業着手承認申請書

## VI 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

### 1. 補助対象工事等

- (1) アスベスト対策のための除去、封じ込め又は囲い込み工事、仮設工事、復旧工事等本体工事費のほか、応急措置費、専門機関によるアスベストに係る調査分析費並びに実施設計費とする。
- (2) 補助対象事業経費の上限・下限は設定しない。なお、実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

### 2. 補助対象外となるもの

- ①完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ②他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む。）
- ③増改築、増床工事に係る経費
- ④恒久的な対策工事を行わず、応急措置、調査分析又は実施設計のみの場合

### 3. 補助対象建材

アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※又は張り付けられた石綿等※が使用されている保温材、耐火被覆材等

※ 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める「石綿等」。

### 4. 補助対象施設

アスベスト対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）とする。

### 5. 補助対象事業

アスベスト対策に係る以下の工事等とする。

- ①庇、窓、天井、柱、壁、梁等におけるアスベスト除去、封じ込め又は囲い込み工事に必要な工事
- ②上記①の工事に伴い必要となる内外装、建具、設備、電気等の工事
- ③上記①の工事に伴い低下する教室の環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備、内外装の補修・変更に必要な工事
- ④上記②の工事に伴い必要となる教室等の変更に係る工事
- ⑤アスベスト対策工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事
- ⑥アスベスト対策工事の実施に先立ち又は実施に伴い必要となる応急措置
- ⑦必要と認められる付帯工事等（撤去・処分に要する経費を含む。）

### 5. 補助率

アスベスト対策工事（実施設計費を含む）及び調査分析費に要する経費の合計の1/3以内

## 6. 提出書類

- ①防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））計画調書（様式7-1～3）
- ②工事費、実施設計費及び調査分析費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ③工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ④分析結果報告書又は設計図書等の写し（該当施設におけるアスベストの保有が証明できる書類）  
※分析結果報告書以外の方法によりアスベストの保有を確認した場合は、設計・施工業者等確認できる者による証明（様式は自由。証明した者の氏名及びサイン又は捺印をすること。）が必要。
- ⑤その他参考となる資料

平成29年度私立高等学校等施設高機能化整備費  
(防災機能強化施設整備事業(耐震改築工事))の申請について

## I 計画調書作成要領

### 1. 申請の単位

原則、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下、「私立学校」という。)を単位とし、補助対象事業ごとに申請を行うものとする。なお、以下に掲げる場合については、一括して申請を行うこととする。

- ・同じ学校法人の異なる学校(例えば中学校と高等学校など)が共用している既存建物の改築
- ・1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合
- ・対象となる複数棟の既存建物を1棟に合築して整備する場合

### 2. 提出書類

- ①様式1 申請一覧
  - ②様式2-1 計画調書
  - ③様式2-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳
  - ④様式2-3 建物工事費調書
  - ⑤様式2-4 採択理由書
  - ⑥耐震診断報告書等の写し(耐震改築工事前後のI<sub>s</sub>値が分かる部分のみ)
  - ⑦耐震診断についての公的機関の確認結果
  - ⑧補強で対応することが困難な理由書(様式自由、該当する場合のみ)
  - ⑨補強計画の写し及び補強計画についての公的機関の確認結果(該当する場合のみ)
  - ⑩コンクリート強度の平均値を算出した資料(該当する場合のみ)
  - ⑪コンクリートコア試験報告書(該当する場合のみ)
  - ⑫工事、実施設計及び耐震診断に係る入札の内容が分かる書類及び見積書の写し
  - ⑬経費按分に関する資料(該当する場合のみ 様式自由)
  - ⑭工程管理表(様式自由)
  - ⑮工事予定施設の計画図面等(様式自由)
  - ⑯その他参考となる資料
  - ⑰学校法人の財務状況が確認できる資料
- ※交付内定前の事業着手承認申請書

### 3. 様式2-1「計画調書」作成要領

- (1)「1. 申請の単位」に記載のとおり申請単位ごとに別葉で作成すること。
- (2)「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- (3)「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。
- (4)「施設の名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- (5)「建築年月日」欄には、既存建物が建築された日を昭和○年○月○日と記入すること。当該建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききれない場合は、備考

欄に記入すること。

- (6) 耐震指標及び水平耐力の欄においては「Is値・Iw値」及び「q値・CtuSd値」のいずれかを選択した上で、それぞれ棟ごとの最小値を記載すること。
- (7) 「構造 階数」欄には、「構造 地上階数－地下階数」と記載すること。
- (8) 「延べ床面積」欄には、施設の延べ床面積を記載すること。なお、用途別又は学校別に面積を区分する必要があるときは、「備考」欄に次の記載例にならない注記すること。  
(記載例)
  - ・既存建物①が、中学校と高等学校が共用する校舎(2,500㎡)の場合  
→ 「既存建物① 中学校：1,000㎡, 高等学校：1,500㎡」
  - ・対象となる既存校舎1,500㎡と対象外の法人事務棟600㎡を合築し1棟とする場合  
→ 「新棟① 校舎部分(対象)：2,000㎡, 法人事務棟部分(対象外)：700㎡」
- (9) 交付内定前の事業着手承認申請書を提出している場合は、「事前着手承認申請」欄に、「平成〇年〇月〇日着手」、「無」のいずれかを記入すること。
- (10) 「工事完成予定日」欄は、それぞれ平成〇年〇月〇日と記入すること。
- (11) 3棟以上の建物を取り壊す場合は、逐次備考欄に記入すること
- (11) 「改築施設の避難所指定」欄には、改築施設を含む学校が、市町村又は都道府県から避難所として指定を受けているか有無を記すこと。有の場合は、「指定自治体」欄に避難所指定を行っている都道府県名又は市区町村名を記入すること。
- (12) 経費の各項目については、様式2-2の各項目と整合しているか確認すること。
- (13) 「耐震診断費」「実施設計費」欄は、当該経費の全額が補助対象外となる場合は、記載及び関係書類の提出を省略できる。(例えば、他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断経費など)
- (14) 「補助希望額」欄には、「補助対象事業経費」に対して補助率の範囲内で補助希望額を記入し、千円未満は切り捨てること。
- (15) 「改築施設の現在の利用状況」欄には、既存建物の現在(改築工事前)の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。

#### 4. 様式2-2「耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳」作成要領

- (1) 様式2-1の各経費の項目に対応する項目ごとに記入すること。様式には、補助対象外(案分による場合も含む)による経費についても記入し、見積金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税等については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- (2) 「工事明細」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等見積書に記載の工事名称のほか、その細目を記入すること。
- (3) 「内容・目的」欄は、施設の名称、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるようにすること。
- (4) 「数量」欄は、施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- (5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙(様式自由)に記載することとし、1枚に納めるために省略することのないようにすること。
- (6) 「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
- (7) 見積書等の添付資料には、様式に記入した金額や数値等(特に特殊工事費(別添1(2)参照))には、マーカーで線を引き、該当箇所を明確にすること。
- (8) 補助対象の工事費のうち建物工事費が、別添1(2)に定める「建物工事費算定額」を超え

る場合、以下の記載例を参考とし、「内容・目的」欄に『建物工事費算定額を超える額』と記載し、「金額」欄にその金額を記載する。

(記載例) 実際の建物工事費が210百万円、建物工事費算定額が200百万円の場合

工 事 費	工事明細		内容・目的	数量	金額 (円)
	補 助 対 象	建物工事	(建物整備) ●●躯体工事 ▲▲撤去・再取付		x
				y	60,000,000
建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額についても、補助対象の工事内容は全て記載。					△10,000,000
	補助対象工事費計 (=⑤)				200,000,000
補 助 対 象 外	□□工事	■ ■ 工事		z	40,000,000
			建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額を記載		
	補助対象外工事費計 (=⑥)				50,000,000

## 5. 様式2-3「建物工事費調書」作成要領

- (1) 別添1「耐震改築工事の補助単価等」を踏まえ、様式2-3記入例を参考に作成すること。なお、「特殊工事費」欄に記載する項目については、必ず見積書の当該欄に特殊工事として計上する旨を記載することとし、消費税、共通費等については適宜按分すること。

## 6. 様式2-4「採択理由書」作成要領

- (1) 「学校法人名」等の欄は、様式2-1に記載している名称と一致すること。
- (2) 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- (3) 採択理由書は「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- (4) 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」「耐震診断業者」等の別を記入すること。なお、複数にまたがる場合又は下記の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。
- (例)
- ・「工事費」：施工業者
  - ・「実施設計費」：設計業者
  - ・「耐震診断経費」：耐震診断業者



- (5) 「見積金額」欄の金額と見積書の金額は一致させること。(按分後の金額や補助対象額の本額ではない。)なお、見積書に記載の本額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一すること。
- (6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の本額及び変更理由を記載すること。
- (7) 計画の策定にあたっては、補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正か特に留意すること。(下記「9. 入札の内容が分かる資料又は見積書の写し」を参照すること。)
- (8) 「業者採択理由」欄には、3社以上の工事内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。

## 7. 「耐震診断報告書等の写し」

耐震診断結果の概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、該当部分をマーカーで線を引く等強調すること。(計算書や図面等は添付不要)

## 8. 「工事予定施設の計画図面(様式自由)」

対象となる既存建物及び新棟について、配置図、平面図、立面図を提出すること。なお、工事予定範囲等がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷等、資料が大部にならないよう工夫すること。

- ・配置図：工事予定建物を明示すること。
- ・平面図：工事予定範囲を明示し、用途が分かるよう室名等を付すこと。なお、新棟について既存建物と異なる用途の部分がある場合は、当該部分にマーカーで線を引く等明確にすること。

## 9. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第10条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定にあたっては、以下のとおり行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- (1) 原則として国又は地方公共団体の契約方法(別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照)にならない、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。入札を行うことができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者による見積り合わせにより決定すること。ただし、指名競争入札あるいは見積り合わせにおいて自体した業者は、原則としてこの3社に含めない。
- (2) 業者の見積書の写しは、見積書右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、併せて内訳も提出し、ホチキス止めや製本テープによりまとめること。不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し、合計金額がわかる部分のみを提出すること。
- (3) 見積書の写し等には、理事長が原本証明すること。
- (4) 補助事業が補助対象と補助対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマー

カー等を用いてわかりやすく明示すること。また、按分により補助対象経費を算出した場合は、別途計算根拠の資料を添付すること。(様式自由)

#### 10. 学校法人の財務状況が確認できる資料

交付要綱第3条2項の各号について確認できる資料として、申請年度前年度から直近3年分(平成25年度～27年度)の財務計算に関する書類のうち、私立学校振興助成法(昭和五十年七月十一日法律第六十一号)第14条に基づき、作成・提出が義務づけられている、資金収支内訳書、消費収支内訳書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書の写しを原本証明の上、計画調書とあわせて提出すること。その際、同一の学校法人から複数の計画調書を申請する場合は1部のみとする。

なお、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けている場合は、都道府県知事よりその旨報告すること。

※ 提出が必要な財務計算に関する書類は上記の3点のみであり、計算書類一式の提出は不要。

#### 11. 「その他参考となる資料」

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

#### 12. 交付内定前の事業着手承認申請書

交付内定前に事業を着手(契約を締結)する場合は、平成23年3月18日付け22高私助第52号文部科学省高等教育局私学部私学助成課長通知に基づき事前着手承認申請書を提出し、文部科学大臣の承認を得ること。

### 13. その他

- ・提出する資料は以下の①～②に限ること。(学校のパンフレットは不要)
- ・添付資料のうち、様式に記載した金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- ・計画調書は、事業ごとにダブルクリップ等でまとめること。
- ・計画調書の順番は、次の例のとおりとする。

- ①様式 1 申請一覧
- ②様式 2 - 1 計画調書
- ③様式 2 - 2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳
- ④様式 2 - 3 建物工事費調書
- ⑤様式 2 - 4 採択理由書(耐震診断費)
- ⑥耐震診断に係る入札書類及び見積もり(補助対象外の場合は省略)
- ⑦様式 2 - 4 採択理由書(実施設計費)
- ⑧実施設計に係る入札書類及び見積もり
- ⑨様式 2 - 4 採択理由書(工事費)
- ⑩工事に係る入札書類及び見積もり
- ⑪耐震診断報告書等の写し(既存建物のIs値等が分かる部分のみ)
- ⑫耐震診断についての公的機関等の確認結果
- ⑬補強で対応することが困難な理由書(様式自由、該当する場合のみ)
- ⑭補強計画の写し及び補強計画についての公的機関等の確認資料(様式自由、該当する場合のみ)
- ⑮コンクリート強度の平均値を算出した資料(該当する場合のみ)
- ⑯コンクリートコア試験報告書(該当する場合のみ)
- ⑰経費按分に関する資料(様式自由、該当する場合のみ)
- ⑱工程管理表(様式自由)
- ⑲工事予定建物の計画図面(様式自由)
- ⑳その他参考となる資料
- ㉑学校法人の財務状況が確認できる資料
- ㉒交付内定前の事業着手承認申請書

注) 様式 2 - 4 が複数ある場合は、付箋等でインデックスを付けること。

### Ⅲ 対象事業

東日本大震災からの教訓等を踏まえ、また、今後発生が懸念される大規模地震等に備え、地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び地域の避難場所としての機能確保等を目的に、私立学校施設の耐震改築を行う事業を対象とする。

#### 1. 対象となる学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）を対象とする。

#### 2. 対象となる既存建物<sup>\*1</sup>

新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）以前に建築された<sup>\*2</sup>（1）に定める用途の建物のうち、耐震性能等が（2）のア又はイの状態にある建物。

※1 耐震上、建て替えざるを得ない既存建物（取壊し建物）のことをいう。

※2 昭和56年6月1日以降に建築された建物であっても、旧耐震基準で建築確認を行った建物は対象。

##### （1）建物用途

校舎、講堂、屋内運動場その他の体育施設、児童生徒等の寄宿舎、図書館、食堂、課外活動施設、学外研修施設、福利厚生施設など、主として児童・生徒のための教育活動等に資する建物（教職員専用ものを除く。以下、「教育施設等」という。）を対象とし、事務局棟や管理棟など、学校法人が法人部門として管理している単独の建物は対象外とする。

##### （2）耐震性能等

##### ア. 耐震性能が著しく低い建物

- ① 鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物の構造耐震指標（以下、「 $I_s$ 値」という。）がおおむね0.3に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（以下、「 $q$ 値」という。）がおおむね0.5（ $C_{tuSd}$ 値の場合はおおむね0.15）に満たないもの。
- ② 木造（W造）の建物の構造耐震指標（以下、「 $I_w$ 値」という。）がおおむね0.7に満たないもの。

注）上記の耐震性能等の判断にあたっては、棟ごとに最も低い値を適用する。

##### イ. 耐震補強工事を行うことが不相当であると認められる建物

- ① 構造体のコンクリート強度が著しく低いもの
  - ・ RC造、SRC造の建物で、構造体のコンクリート強度が $10.0\text{N/mm}^2$ 未満のもの。
- ② 構造種別に関わらず、技術的に補強を行うことが困難と認められるもの
  - ・ 地盤の耐力不足等のため補強工事を行うことが不相当と認められるもの。
  - ・ 極端に多くの補強部材が必要になるなど、補強工事を行うことが不相当と認められるもの。
- ③ 技術面・教育機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難であると認められるもの。
  - ・ RC造及びSRC造の建物で、構造体のコンクリート強度が $10.0\text{N/mm}^2$ 以上 $13.5\text{N/mm}^2$ 未満であって、技術面と教育機能面の両面から総合的に見て、補強で対応することが困難であると認められるもの。

### 3. 補助の対象となる範囲

#### (1) 新棟<sup>\*</sup>の整備場所に関する条件

新棟は、既存建物と同じ場所又は隣接した場所に整備する場合を対象とする。ただし、教育環境の向上等を図る観点から他の場所に整備する場合は、地域コミュニティとの関係性や一体性等を損なわない範囲において、既存建物が有している機能や他の学内施設との関連性及び児童・生徒等の利便性等が維持できる場合に限り対象とする。

なお、キャンパス移転に係る事業については、移転前のキャンパス内に「2. 対象となる既存建物」に定める要件に合致する建物があった場合でも対象外となる。ただし、現在の敷地が崖地や軟弱地盤、津波被害の恐れがある地域等に所在していたり、借地や法規制等により既存建物と同規模の建物を整備することができず、別敷地への整備を余儀なくされるなど、現在の敷地が耐震改築工事の実施に適さない特別の理由がある場合は、別敷地に整備する場合も対象とする。

※ 改築によって新たに建てる建物のことをいう。

#### (2) 新棟の整備条件と補助対象範囲

新棟の外観、棟数、構造及び階数等の整備計画については、特に制限は設けないが、次の(3)に定めるとおり、対象となる既存建物の延べ床面積、用途、学校種等に基づき、補助対象範囲を限定する。したがって、新棟の整備は、既存建物と外観、棟数、構造及び階数等について異なる場合のほか、既存建物の延べ床面積を上回る場合、既存建物と異なる用途の建物と合築して整備する場合あるいは異なる学校が使用する建物と合築して整備する場合でも整備可能である。

#### (3) 補助対象範囲の条件とその面積

新棟の整備に係る補助対象範囲については、次の①～⑤全ての条件を満たす範囲とし、その面積（以下、「補助対象面積」という。）は、既存建物の延べ床面積を上限とする。

また、補助対象面積の算出にあたっては、既存建物及び新棟において、用途別又は学校別に床面積を区分して算出するときは、まずは階やエリア等で用途別又は学校別に区分できるところは区分し、区分できない部分のみ、専有部分の面積割合や児童生徒の数、施設利用率等の合理的方法によって按分して面積を算出することとする。

##### ① 建物用途による条件

新棟のうち、既存建物と同じ用途（校舎、体育館、寄宿舎等）の部分を補助対象範囲とし、それ以外の用途の部分は対象外とする。

なお、既存建物内に法人部門として管理している部分（理事長室、役員室、事務室。＝法人管理諸室）がある場合は、既存建物における教育活動等に資する部分（＝教育諸室）の面積割合に応じて以下のように取り扱うこととする。

$\frac{\text{教育諸室の床面積}}{\text{建物全体の床面積}} \Rightarrow \begin{cases} 1/2\text{以上} : \text{建物全体を改築対象} \\ 1/2\text{未満} : \text{教育諸室のみ改築対象} \end{cases}$
---

ただし、建物全体が改築対象となった場合でも、法人管理諸室のみを独立した建物として整備する場合は対象外となる。また、法人管理諸室を新棟内に一体で整備する場合であっても、既存建物の法人管理諸室の床面積を上限として補助対象とする。

② 使用する学校による条件

新棟のうち、既存建物を使用していた学校が使用する部分について、補助対象範囲とし、それ以外の学校が使用する部分は対象外とする。

③ 既存建物が複合用途の場合の取扱い

既存建物が複合用途（例：校舎＋体育館）の場合は、各用途ごとに機能を損なわない範囲での床面積の減、又は各用途ごとに面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	校舎面積	体育館面積	合計面積
既存建物	3,600㎡	900㎡	4,500㎡
新棟	<u>3,400㎡</u> 減は機能を損なわない範囲で制限なし	1,500㎡ 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を上限に対象とする。 この場合、合計面積の上限により <u>1,100㎡</u> まで補助対象	4,900㎡ 合計面積を上限に <u>4,500㎡</u> まで補助対象

④ 既存建物を複数の学校が使用している場合の取扱い

既存建物を複数の学校（例：中学校＋高等学校）が使用している場合は、各学校ごとに機能を損なわない範囲での床面積の減、又は各学校ごとに面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	中学校面積	高等学校面積	合計面積
既存建物	<u>2,000㎡</u>	<u>2,500㎡</u>	<u>4,500㎡</u>
新棟	<u>1,800㎡</u> 減は機能を損なわない範囲で制限なし	3,000㎡ 増は各学校ごとに既存面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を上限に対象とする。 この場合、合計面積の上限により <u>2,700㎡</u> まで補助対象	4,800㎡ 合計面積を上限に <u>4,500㎡</u> まで補助対象

⑤ 既存建物が複合用途等の場合で、新棟を単一用途等とする場合の取扱い

既存建物が複合用途又は複数の学校が使用している場合で、新棟を単一の用途又は学校が使用することとする場合は、それぞれ整備する用途又は学校の既存の床面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	校舎面積	体育館面積	合計面積
既存建物	<u>3,600㎡</u>	<u>0,900㎡</u>	<u>4,500㎡</u>
新棟	5,500㎡ 増は各用途の面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を上限に対象とする。 この場合、合計面積の上限により <u>4,500㎡</u> まで補助対象	/	5,500㎡ 合計面積を上限に <u>4,500㎡</u> まで補助対象

※ 補助対象面積に関する注意

新棟が既存建物の延べ床面積を下回る床面積で整備された場合、補助を受けられる面積が残ったような状態になるが、残った面積は当該耐震改築工事の実施をもって消滅するものとする。

既存建物3,000㎡ - 新棟2,000㎡ = 残り1,000㎡

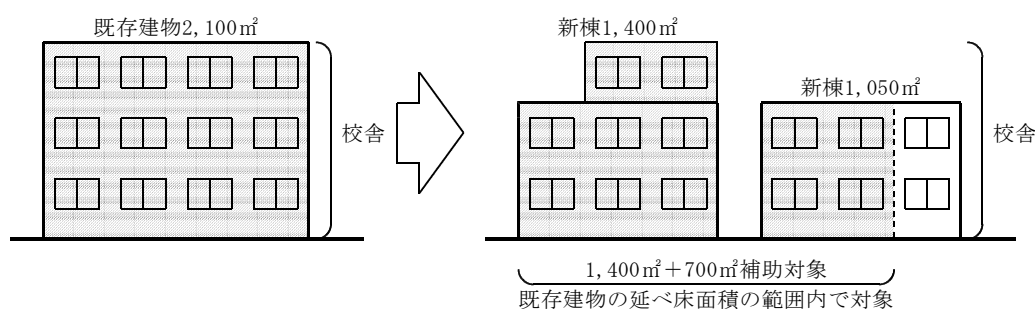
※ 残りの1,000㎡は当該事業の実施をもって消滅  
(当該事業以後、この面積を根拠に他の建物整備の補助を受けることはできない)

※ 以下の場合においては、事前に文部科学省と協議すること

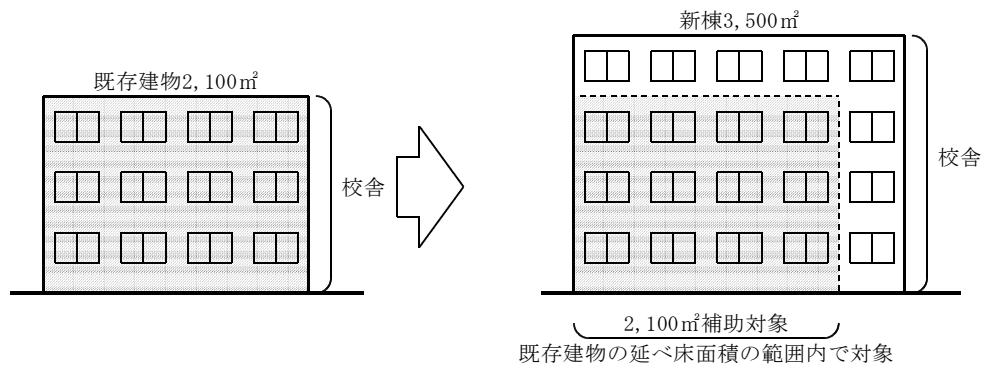
- i 耐震改築工事を複数事業に分割して年次計画を組む（複数棟を複数年で進める）場合
- ii 複合用途のたてものにかかる取壊し、および複合用途の新棟を建てる場合

(参考) 新棟の補助対象範囲の例

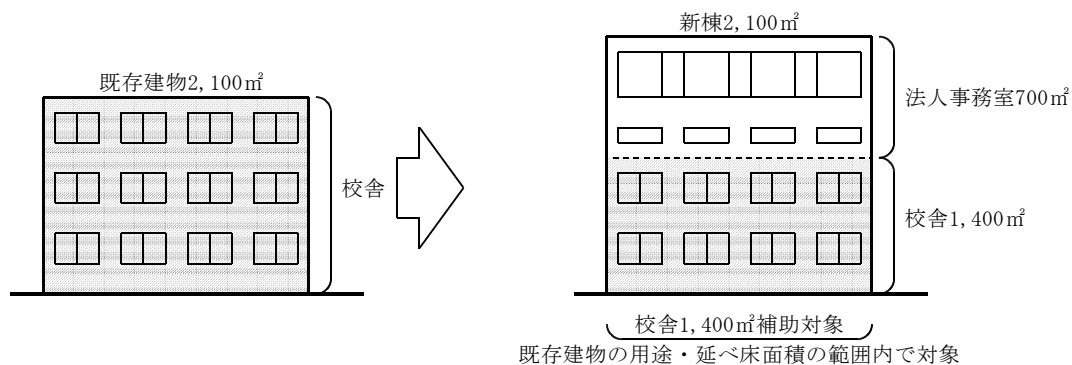
[ 1 棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合 ]



[ 既存建物より大きな（延べ床面積を上回る）建物を整備する場合 ]



[ 既存建物と異なる用途の建物と合築する場合 ]



#### 4. 補助率

必要となる補助対象経費の合計の1/3以内

#### 5. 補助対象経費

補助対象経費は、下記のア～ウに示す経費とする。なお、建物工事費については、学校施設として標準的に必要となる整備に係る経費までを補助対象とし、建学の精神に基づく特色ある教育活動等の実施に必要な整備は補助対象外とする。

また、新棟の補助対象経費を算出するときは、まずは補助対象面積内にあるものを抽出（又は対象面積外にあるものを除外）するなど区分できるものは区分し、躯体工事や仕上げ工事など区分できないものについてのみ、対象部分の床面積割合や児童・生徒の数、施設利用率等の合理的方法によって按分して補助対象経費を算出するよう留意する。

##### ア. 耐震診断費

既存建物に係る耐震診断費（補強計画の検討等に係る経費及び公的機関の確認を受けるための経費を含む。）を対象とする。（前々年度支出分まで対象。）

##### イ. 実施設計費

既存建物の取壊しの実実施設計費及び新棟の補助対象範囲に係る実施設計費（実施設計に必要な測量やボーリング調査等を含む。）を対象とする。（前年度支出分まで対象。）

##### ウ. 工事費

###### ①建物工事費（建物整備）

新棟の補助対象範囲内における、躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上等）及び雑工事に要する経費を対象とする。なお、雑工事は、学校建物に一般的に付随するもののうち造り付けのもの、又は既製品であっても建物の一部として仕上げ工事等と一体で整備するもの（黒板、掲示板、物入れ等）を対象とし、工事を伴わず設置するだけの学校家具や備品類（机、椅子、ブラインド等）は対象外とする。

###### ②建物工事費（建物周辺整備）

新棟周辺整備の補助対象範囲は整地までとし、花壇や道路、排水（支線、幹線）、共同溝（建物と一体構造の接続部は建物として対象）等の外構整備は対象外、電気、水、ガス等のインフラの引込みは建物外壁線から内側（建物内）のみを対象、建物から排出する雨水、汚水、実験等の各排水は建物から第一桝への接続まで（第一桝の整備は対象外）を対象とする。

また、建物出入口の階段やスロープ、庇、バルコニー、屋外階段、ドライエリア擁壁など、建物の機能として必要なもので、かつ、建物と一体構造のものは対象とする。

###### ③工事監理費

既存建物の取壊し及び新棟の補助対象経費に係る工事監理費を対象とする。

###### ④建物撤去費



既存建物の取壊しについては、耐震改築工事と同じ年度に行う場合のほか、一連の事業を年次計画で進める場合は、耐震改築工事を実施する年度の前年度（先行取壊し。ただし、平成25年度は対象としない。）又は翌年度（完成後取壊し）に限り対象とする。

また、既存建物の取壊しについては、既存建物の取壊しに係る経費（基礎、基礎杭の撤去を含む）のほか、取壊しに係る仮設工事（山留め、仮囲い、防音パネル、乗入構台、養生鉄板等）、インフラ等の切り回し、仕上材等の分別撤去、廃棄材の運搬・処分費、地下部取壊しに伴う埋戻し及び整地に係る経費を対象とする。

既存建物と別の場所に新棟を建設する場合については、新棟建築工事の実施に当たり、資材搬入路の確保等に直接支障となる構造物等の撤去費（土工事の掘削範囲や重機類の設置・移動範囲内にある樹木や花壇、道路、電柱、設備類等の構造物及び排水管、柵、マンホール、共同溝等の埋設構造物等を含む。）のほか、上記と同様の経費を対象とする。

なお、構造物等については撤去費のほか、原型を復旧する範囲で復旧に係る費用も補助対象とする。

ただし、新棟の建設場所に改築対象ではない別の建物があり、それを取り壊して新棟を整備する場合は、その建物の取壊しは対象外とする。

#### ⑤仮設建物費

仮設建物については、耐震改築工事と同じ年度あるいは耐震改築工事を実施する年度の前年度に限り対象とする。また、新棟を既存建物と同一場所又は隣接した場所に整備するなど、耐震改築工事の実施に伴い既存建物が使用できなくなる場合に限り、代替の建物が必要となる期間及び既存建物の延べ床面積を上限として対象とする。

なお、仮設建物は、新棟整備後、速やかに取り壊すことを条件とする。

## 6. その他の補助要件

### (1) 耐震診断方法の適用

耐震診断は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号）（以下、「国土交通省告示」という。）によることとし、耐震診断方法の適用については、建物の構造及び種別に応じて以下によるものとする。

なお、各基準とも可能な限り最新版を使用する。

#### ア. 鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」による。ただし、対象建物の崩壊形式等により「第三次診断」を実施する必要がある場合は「第二次診断」と併せて実施する。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

#### イ. 鉄骨造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

#### ウ. 鉄骨造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

#### エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」又は「第三次診断」による。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

#### オ. 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難しい建物

① 木造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難しい建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。

② そのほか、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

### (2) 国土交通省告示に規定する地域係数「Z」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階の構造耐震指標（ $I_s$ 値）又は保有水平耐力に係る指標（ $q$ 値）を計算するに当たり、地域係数「Z」は次のいずれかの数値とすることができる。

ただし、各計算には同一の数値を用いること。

① 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値

② 設置者の方針により採用する①を超える数値

### (3) 耐震補強工事を行うことが不相当であると認められる場合の適用

「2. (2) イ」については、以下によるものとする。

#### ア. 構造体のコンクリート強度の評価等

構造体のコンクリート強度は、既存建物からコンクリートコアを採取して実施した圧縮強度試験の結果によるものとする。

圧縮強度試験は、各階ごと、完成年ごと（構造上一棟の範囲のみ。構造上別棟になっている場合は別の建物として扱う。）に主要構造部（耐震壁、梁など）から1本以上のコアを採取し、公的試験所等で行う。コアの圧縮強度が $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満となった場合は、再度コアを採取し、試験を行う。再採取するコアの数は当初分と合わせて計3本以上とし、それぞれの圧縮強度試験結果の平均値の最小値を当該建物のコンクリート強度とする。なお、コアの採取方法等については、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説2.5.1コンクリート材料の調査」を参考とする。

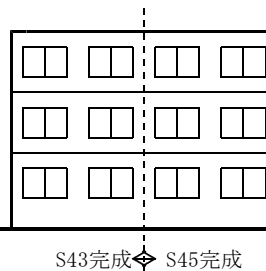
コンクリート強度の平均値を算出した資料及びコンクリートコア試験報告書を提出する。

#### [コンクリート強度の算定方法]

- ※ コンクリートコアを各階ごと、完成年ごとに1本以上採取し、圧縮強度試験を実施。
- ※ コアの圧縮強度が $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満となった場合は、再度コアを計3本以上となるよう追加採取し、圧縮強度試験を実施。（下図は4箇所度強度が $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満だった場合）
- ※ 平均値A～F（追加採取した場合は改め平均値）の最小値がこの建物のコンクリート強度となる。

##### ◆コンクリートコア（当初）

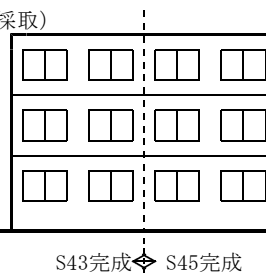
3階：1本以上採取→圧縮強度試験→平均値A  
（以下同じ）  
（ $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満）  
2階：1本→平均値B  
（ $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満）  
1階：1本→平均値C  
（ $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満）



3階：1本→平均値D  
（ $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上）  
2階：1本→平均値E  
（ $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上）  
1階：1本→平均値F  
（ $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満）

##### ◆コンクリートコア（ $10.0\text{N}/\text{mm}^2$ 未満となった階は追加採取）

3階：計3本以上となるよう追加採取→  
圧縮強度試験→計3本以上の改め平均値A  
（以下同じ）  
2階：追加→改め平均値B  
1階：追加→改め平均値C



3階：追加なし→平均値D  
2階：追加なし→平均値E  
1階：追加→改め平均値F

#### イ. 技術的に補強を行うことが困難な場合

技術的に補強を行うことが困難な場合は、その旨を記載した理由書を提出する。

理由書は、策定した補強計画に基づき、補強を行うとどのような支障が生じるのかを明確に記載する。

なお、この補強計画については、「6. (4)」に記載のとおり、公的機関等の確認を受けるものとする。

#### ウ. 技術面・教育機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難な場合

技術面・教育機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難な場合は、その旨を記載した理由書を提出する。

理由書は、コンクリート強度の評価等（「6.（3）ア」による。）を踏まえつつ、策定した補強計画も踏まえ、補強を行うと技術面及び教育機能面にどのような支障が生じるのかなどを明らかにし、それらを総合的に評価して作成するものとする。

なお、この補強計画については、「6.（4）」に記載のとおり、公的機関等の確認を受けるものとする。

#### （4）耐震診断等の公的機関等の確認

耐震改築工事の補助の採否は、耐震診断の結果や技術的に補強を行うことが困難な理由等を踏まえて判断することとしているため、それらの審査を適正に行う観点から、耐震診断及び補強計画については公的機関又は大学教授等の建築構造の専門家の確認を受けるものとする。

なお、公的機関とは、次のいずれかをいう。

- ・耐震改修計画を所管行政庁が認定する前段階の審査機関として位置付けられている公益法人又は民間企業等
- ・構成員のうち複数が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人、地方公共団体又は民間企業等

（公的機関の例）

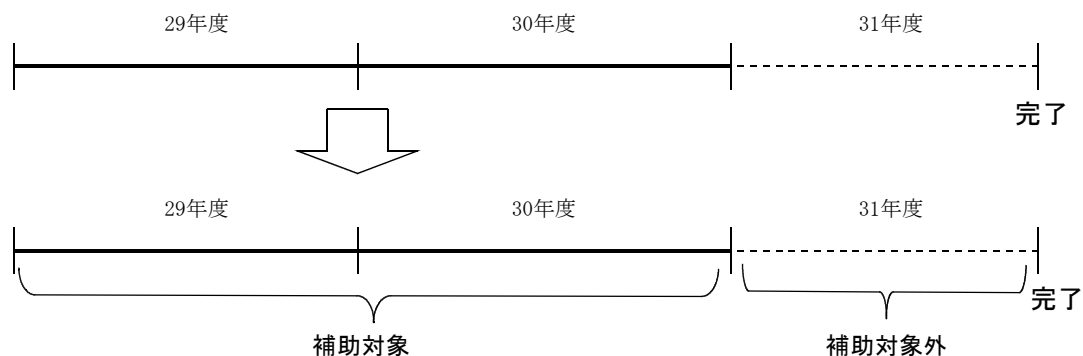
- ・既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会） など

### 7. 留意事項等

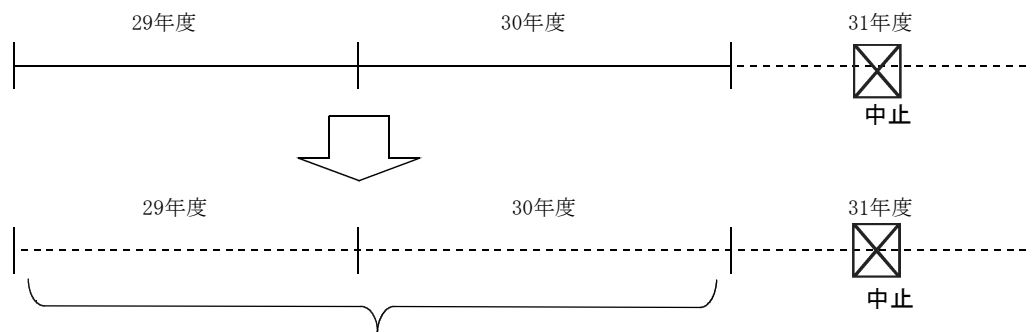
- ①本耐震改築工事は、平成30年度末までに交付決定するものまでの時限措置とする。
- ②一連の耐震改築工事を複数年度にわたって実施する場合は、全体の整備年次計画等を作成し、文部科学省と協議する。なお、補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備工事若しくは既存建物の解体工事を中止した場合は、一連の耐震改築工事全体として補助対象とならない。
- ③次の場合は、補助対象外となる。
  - ・他の国庫補助を受ける事業に係る経費
  - ・完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ④新棟建築後に既存建物を取り壊す場合は、取壊し完了後速やかに文書で報告すること。（当該建物撤去費を補助申請する場合を除く。）
- ⑤新棟の建築工事後に既存建物の解体工事を実施する場合、既存建物の解体工事は連続した工程で実施すること。原則、新棟完了後に継続して既存建物を使用することは認められない。（特段の事情がある場合は、事業着手前に文部科学省と協議すること。）

(参考：一連の耐震改築工事を複数年度にわたって実施する場合の補助対象範囲の考え方について)

【耐震改築工事の完了が31年度以降になる場合】



【補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備工事若しくは既存建物の解体工事を中止することとなり、耐震改築事業が完了しなかった場合】



遡って補助対象外となる（交付済の補助金を全額返還）

### 耐震改築工事の補助単価等

**(1) 耐震診断費及び建物撤去費等**

耐震診断費、実施設計費、工事管理費、建物撤去費及び仮設建物費については、それぞれ補助対象範囲に係る経費を計上する。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

**(2) 建物工事費**

建物工事費は、下式によって算定した額（「建物工事費算定額」という。）と実際の建物工事費（補助対象範囲に係る建物整備及び建物周辺整備の合計額）のうち、いずれか小さい額とする。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

$$\text{建物工事費算定額} = \text{一般工事費} + \text{特殊工事費}$$

一般工事費 = 新棟のうち補助対象面積×一般工事単価  
 一般工事単価 = 建物種別単価×地域別補正係数+補正単価  
 特殊工事費 = 立地条件や教育上必要となる工事を項目ごとに積み上げた額の計

**ア. 建物種別単価**

建物種別単価は、当該施設の整備目的及び利用計画等により選定することとし、対象区分又は対象施設が複数にわたる場合は、それぞれ面積及び単価を区分して算定する。

（単位：千円/㎡）

対象区分	対象学校・施設（例）	構造	建物種別単価 (100%地区)	
A. 校舎 図書館 寄宿舎	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）	R	178.2	
	高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校	R	184.7	
B. 屋内運動場	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）	R S	200.1	
		S	180.9	
	高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校	R S	179.6	
		S	167.8	
C. 講堂	小中学校～高校まで	R	231.8	
D. 支援施設	小中学校～	福利施設	R	161.3
	高校まで	課外活動施設	R	154.2

イ. 地域別補正係数

屋内運動場以外	105%地区：北海道、沖縄県 100%地区：105%地区及び95%地区以外の都府県 95%地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、 徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
屋内運動場のみ	

ウ. 補正単価

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校については、下表の①区分に該当する場合は、建物種別単価に②特別加算率を乗じて算定した補正単価を加算する。  
 (100円未満四捨五入)

$$\text{補正単価} = \text{建物種別単価} \times \text{特別加算率}$$

① 区分		② 特別加算率						
A	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合	5/100						
B	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条に基づく1級から5級のへき地学校の場合	5/100						
C	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合	10/100※						
D	奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域に所在する場合	28/100						
E	小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条に規定する区域に所在する場合	116/100						
F	公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築を行う場合	8/100						
1. 当該事業がAからEまでの区分の2以上に重複して該当する場合においても、重複して特別加算率は加えられない。 2. 1に掲げる区分以外に重複して該当する場合は、特別加算率を加えられる。 3. ※印の率について、下表に掲げる特定の離島については、その加算率とする。								
地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率
北海道	奥尻島	22/100	中国	隠岐島	16/100	沖縄	宮古島	14/100
	利尻島	30/100		石垣島	14/100			
	礼文島	30/100		九州	五島列島		14/100	上記以外の離島
関東	大島	20/100	対馬	18/100				
	三宅島	42/100	壱岐	12/100				
	八丈島	52/100	種子島	20/100				
			大隅諸島	20/100				
備考：これらの離島と立地条件等が近似している近隣諸島を含む。								

## エ. 特殊工事費

建物種別単価は、標準的な場合の単価を計上しているため、立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事費（特殊工事費）については、実費を計上する。

具体例：

地盤改良：地震時の液状化対策として、地盤改良を行う場合。

敷地造成：敷地の状況により、掘削や切土、あるいは盛土を行う場合。

山留め：根切り工事の際に、周囲地盤の崩壊を防ぐため、山留めを行う場合。

杭：杭打ちを行う場合。

不用土処分：敷地造成や掘削など工事で発生した不用土を敷地外で処分する場合。

受変電設備：受変電設備を要する場合。

エレベーター：障害のある生徒等が安全かつ円滑に校内を移動するために必要な場合。

建物撤去費：補助の対象となる既存建物を取り壊す際にかかる費用。

仮設建物費：耐震改築工事の実施に伴い必要となる仮設建物の整備にかかる費用。



(別添1)

## 建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところでもあります。（別紙ア参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

〔参考〕

・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）及び「補助金等の再点検について」（抄）（別紙イ）

## 建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

### 1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならない、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考] 国における契約手続き (別紙ウ)

### 2. 入札結果等の公表について

国における建設工事契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求めら

## (別紙ア)

れるのは当然のことです。このことから、補助事業にかかる建設工事契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
  - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
  - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額
- ② 公表の時期
  - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
  - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
  - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考] 国における入札結果等の公表 (別紙エ)

### 3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸なげ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止の取扱を認識するとともに、このことについて契約書に明記しておくことが必要です。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者(補助事業者)の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考] 建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項 (別紙オ)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」  
(平成8年12月19日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」  
(平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出

負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わらざるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

(指名競争に付することができる場合)

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
  - 二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
  - 三 予定貸借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。
  - 四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
  - 五 予定貸借料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
  - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
- 2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

- 第九十九条** 会計法第二十九条の第三項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
  - 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
  - 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
  - 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
  - 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
  - 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
  - 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
  - 八 運送又は保管をさせるとき。
  - 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
  - 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
  - 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
  - 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
  - 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
  - 十四 罹災者又はその救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
  - 十五 外国で契約をするとき。
  - 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
  - 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
  - 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
  - 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
  - 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
  - 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。
  - 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
  - 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
  - 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
  - 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

**第九十九条の六** 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

## 国における入札結果等の公表

### 1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第1号、第2号又は第7号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第99条第1号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第94条第2項の規定により指名競争に付したのものについては、公表の対象としないものとする。

### 2 公表の内容

#### (1) 一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第29条の6第1項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

#### (2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

#### (3) 随意契約によることとした場合（予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

### 3 公表の時期

#### (1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

#### (2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

#### (3) 随意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

### 4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

### 5 公表の方法

#### (1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

#### (2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

#### (3) 随意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。



6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参照の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法(抄)

昭和二十四年五月二十四日  
法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問はず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができ、この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項(例)

第○条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。